

財団法人 利用運送振興会寄附行為

(昭和13年 8月 2日認可 鉄道省官文第2268号)

改正(昭和39年 3月 9日認可 運輸省官政第 222号)

改正(昭和47年 3月31日認可 運輸省官政第 338号)

改正(昭和62年12月 2日認可 運輸省運政第 728号)

改正(平成 6年 5月31日認可 運輸省運政第 323号)

改正(平成11年11月10日認可 運輸省運政第 408号)

改正(平成15年 8月12日認可 国 官 総第 270号)

改正(平成18年 6月29日認可 国 官 総第 228号)

第1章 総 則

(名称)

第 1条 この法人は、財団法人 利用運送振興会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第 2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本会は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第 3条 本会は利用運送及び之に関連する事業の業務に従事する者の知識、技能の向上、徳操の涵養及び福祉の増進をはかるとともに、利用運送事業に係る調査、研究及び普及に関する事業を行うことにより、同事業の健全な発展に寄与することを以て目的とする。

(事業)

第 4条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

1 . 利用運送事業等に係る調査研究及び普及に関する事業

2 . 利用運送事業等の発達に資するための人材育成・教養・福祉及び教育の助成に関する事業

- 3 . 物流史料の収集・保存・展示・閲覧・貸出及び物流文化の振興に関する事業
- 4 . 各号に掲げる各種印刷物の刊行頒布に関する事業
- 5 . 前各号の他会長に於いて必要と認める事業

第 2 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 5 条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第 6 条 本会の財産は、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第 7 条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、日本郵政公社若しくは銀行等への定期預貯金、信託会社への信託又は国債若しくは公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第 8 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本

会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の
3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ国土交通大臣の承認を得て、
その一部を処分し、又はその全部を若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 本会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業及び予算)

第10条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎事業
年度開始前に理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の
同意を経て、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする
場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、
会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支
出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第12条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計
算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の
監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の
同意を経て、その事業年度終了後3月以内に国土交通大臣に報告しなければな
らない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に
登記し、登記事項証明書を添えるものとする。

(長期借入金)

第13条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還
する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び
評議員会の同意を経、かつ、国土交通大臣に届け出なければならない。

(事業年度)

第14条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第15条 本会は次の役員を置く。

理事 6名以上10名以内

監事 1名又は2名

2 理事のうち、1名は会長、1名は副会長、1名は常務理事とする。

(役員を選任等)

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 会長、副会長、常務理事は理事の互選による。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることはできない。

4 理事のいずれか1名とその親族その他特別な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事は、相互に親族その他特別な関係にある者であってはならない。

6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(役員職務)

第17条 会長は本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、会長の指揮を受け、本会の常務を分担処理する。

4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、本会の業務を議決

し、執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は国土交通大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること。

(役員の任期)

第 1 8 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者就任までの間、その職務を行うものとする。

(役員の解任)

第 1 9 条 役員が次の各号の一つに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 3 分の 2 以上の議決に基づいて、解任することができる。この場合、その役員に対し、理事会及び評議員会の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬等)

第 2 0 条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員に費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第21条 本会に、顧問2名以内を置くことができる。

2 顧問は理事会の同意を得て、学識経験者の中から会長が委嘱する。

3 顧問は理事会の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問には、第18条第1項及び第20条の規定を準用する。この場合においては、これらの規定中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

第4章 理事会

(理事会)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第23条 理事会は、この寄附行為で別に定める事項のほか、本会の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第24条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は毎年1回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第17条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第25条 理事会は、第17条第5項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、

会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(議長)

第26条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為で別に定めるもののほか、議長を除く出席理事の過半数を以て決し、可否同数となるときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面を以て表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合)

にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第31条 本会は、評議員10名以上15名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選任し、会長がこれを委嘱する。

3 評議員には、第18条から第20条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第32条 評議員会は、評議員を以て構成する。

2 評議員会は、第17条第5項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員の中より互選する。

4 評議員会は、この寄附行為に定める事項のほか、会長の諮問に応じ、又は必要な事項について審議し、助言する。

5 評議員会には、第27条から第30条までの規定を準用する。この場合、「理事会」及び「理事」とあるを「評議員会」「評議員」と読み替えるものとする。

6 前各号定めるもののほか、評議員会のい運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 委員会

(委員会)

第33条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。

3 委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ国土交通大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第35条 本会は民法の規定によるもののほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第36条 本会が解散の説きに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の許可を得て、本会与類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第37条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定

める。

(備付け帳簿及び書類)

第38条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事の名簿
- (3) 事業計画及び予算に関する書類
- (4) 事業報告及び決算に関する書類
- (5) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
- (6) 認可、許可等及び登記に関する書類
- (7) 寄附行為に定める機関の議事に関する資料及び議事録
- (8) 理事及び監事の履歴書
- (9) 評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (10) その他必要な帳簿及び書類

2 前項第1号から第5号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供さなければならぬ。

第9章 補 則

(細則)

第39条 この寄附行為に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。